

佐倉都市計画下水道の変更
(佐倉市決定)

計 画 書

(佐倉市第1号公共下水道)

令和8年9月

佐 倉 市

佐倉都市計画下水道の変更（佐倉市決定）

都市計画佐倉市第1号公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約2,756ha

雨水 約2,585ha

理 由

今回の変更は、既整備区域の追加および、令和6年度に変更された「佐倉市印旛沼流域関連公共下水道全体計画（以下、佐倉市全体計画）」との整合を図り、都市計画区域を変更するものです。

佐倉市では、都市計画運用指針（国土交通省）策定以降、市街化調整区域においても佐倉都市計画下水道の区域を決定しております。このことから、市街化調整区域のうち区域外流入等により整備済となっている箇所について、佐倉都市計画下水道の区域として追加するものです。

また、整備見込みのない既事業計画区域については、令和6年度佐倉市全体計画の見直しにおいて全体計画区域外とされたことから、既都市計画決定区域から削除するものです。

志津1号幹線（汚水）の延長については、令和6年度に見直した佐倉市全体計画の延長を反映するものです。

都市計画の案の理由書

佐倉市の公共下水道は、印旛沼の水質汚濁の防止と市民生活の環境改善を図るため、昭和46年度に計画決定を行い事業に着手し、市街化区域の住居系を中心に整備を進めてきました。また、平成4年度からは、市街化調整区域の整備にも着手しております。

現在、市の最上位計画である「第5次佐倉市総合計画 中期基本計画」において、経営と施設の健全性・持続性の確保と雨水排水施設の適正な管理による浸水被害の軽減を掲げ、持続可能な下水道事業の構築と施設整備に努めております。

汚水処理については、「全県域汚水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル（千葉県）」に基づき、経済性を含む総合的な比較を行い、集合処理・個別処理の区域を見直し「佐倉市汚水適正処理構想（以下、佐倉市処理構想）」を策定しました。

令和6年度には、「佐倉市印旛沼流域関連公共下水道全体計画（以下、佐倉市全体計画）」の見直しを行い、佐倉市処理構想を反映させ全体計画区域を大幅に縮小しております。

今回の変更では、以下のとおり既整備区域の追加および、佐倉市全体計画との整合を図り、都市計画区域を変更するものです。

佐倉市では、都市計画運用指針（国土交通省）策定以降、市街化調整区域においても佐倉都市計画下水道の区域を決定しております。このことから、市街化調整区域のうち区域外流入等により整備済となっている箇所について、佐倉都市計画下水道の区域として追加するものです。

また、整備見込みのない既事業計画区域については、令和6年度佐倉市全体計画の見直しにおいて全体計画区域外とされたことから、既都市計画決定区域から削除するものです。

志津1号幹線（汚水）の延長については、令和6年度に見直した佐倉市全体計画の延長を反映するものです。

都市計画の策定経緯の概要書

佐倉都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
千葉県県土整備部 都市整備局長への事前協議	令和８年４月１日	
都市計画案の概要の縦覧	令和８年４月２７日から 令和８年５月１５日	縦覧者 なし 公述申出書 なし
都市計画公聴会	令和８年５月２４日	中止
都市計画案の縦覧	令和８年６月４日から 令和８年６月１８日	縦覧者 なし 意見書 なし
佐倉市都市計画審議会	令和８年７月１０日	
千葉県知事への協議の申出	令和８年７月３０日	
千葉県知事の同意または 協議回答	令和８年８月２０日	
決定告示	令和８年９月２５日	